平成２４年（フ）第１１７９号
神戸市兵庫区新開地４丁目３番11―203号
債務者　岩井征一郎
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８０号
神戸市兵庫区新開地４丁目３番11―203号
債務者　岩井由美子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３号
神戸市垂水区星が丘３丁目６番11号、住民票上の住所神戸市垂水区星が丘３丁目６番12号
債務者　田中　良和
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８号
神戸市北区有野台１丁目６　有野団地Ａ02―402号、住民票上の住所三重県桑名市柳原41番地
債務者　上田　佳典
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２号
長崎県佐世保市上相浦町12番30号　スカイハイツ102号室、旧住所長崎県佐世保市浅子町337番地
債務者　村川　保男
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
長崎県佐世保市木風町710番地２
債務者　本山由美子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
鹿児島県日置市日吉町日置10850番地２
債務者　鵜狩　義則
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５４号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目４番20号　たつのハイツ105号
債務者　長野　盛博
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２３号
青森県弘前市大字南川端町29番地１　メゾンマルヤマ102号
債務者　八戸タエ子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１２号
鹿児島県志布志市有明町原田232番地、前住所鹿児島県鹿屋市向江町１番５号
債務者　髙松けい子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
青森県むつ市大字奥内字中野１番地４
債務者　武山　　悟
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
青森市大字浜田字玉川163番地２
債務者　照井　忠美
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６５７３号
大阪府寝屋川市下神田町６番11号、前住所大阪府寝屋川市御幸東町33番５号
債務者　山本　裕康
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３４号
大阪市西成区花園北２丁目６番17号　コーポサンライズ601田頭方
債務者　中久保敏夫
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３号
大阪市北区大淀中１丁目12番７―1001号
債務者　小山田　豊
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３６号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目36番１号　阿倍野コーポ505号
債務者　堀之内光晴
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２０号
大阪市生野区桃谷４丁目６番４号
債務者　岡村重敏こと吉永重敏こと　金　　重敏
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部